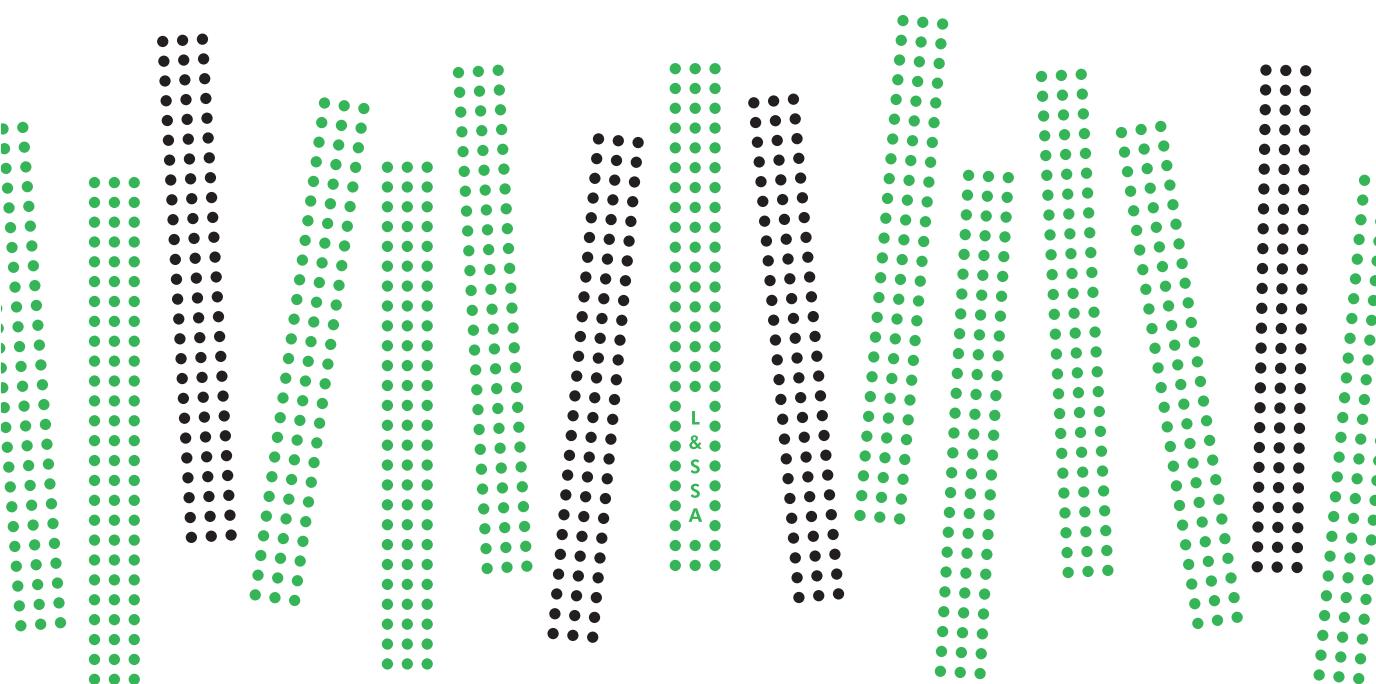


基本テキスト

# 健康保険法



2025  
2025年 合格目標  
社会保険労務士講座



TAC



# 健康保険法

*Labor &  
Social Security Attorney*



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づい  
た見やすいデザインの文字を採用しています。  
by MORISAWA

## 健康保険法 進行表

総合本科と速修本科によって講義の進度は異なります。

お申込みされているコースの進行表を確認していただき、講義に臨んでください。

総 合 本 科 生	
講義内容	〈講義範囲〉 基本テキスト
健保①	P.2 ~ P.40 ④ の前
健保②	P.40 ④ ~ P.81 ③ の前
健保③	P.81 ③ ~ P.115 ③ の前
健保④	P.115 ③ ~ P.155
健保⑤	P.156 ~ P.187
健保⑥	P.188 ~ 最後

速 修 本 科 生	
講義内容	〈講義範囲〉 基本テキスト
健保①	P.2 ~ P.61
健保②	P.62 ~ P.111
健保③	P.112 ~ P.163 (2) の前
健保④	P.163 (2) ~ 最後

## 【学習の進め方】

基本テキストは、基礎力養成を目的に編まれているが、初学者から受験経験者まで幅広く対応できるよう合格に必要な知識を段階的に記載した内容となっている。きちんと学習を進めることにより、着実に合格する力を身につけることができる。

### 学習項目（問題提起）

各章ごとに設けられた章扉の「学習内容」でこれから学ぶ内容のアウトラインを記しているので、こちらを読んでから本論に入ってほしい。

### 解説（理解）

まず、本文や「Point」などの基礎部分や核となる部分を理解しながら学習を進めること。重要な部分は太字で記してある。そして基礎部分から一步踏み込んだ「Step-Up」などに触れることにより、実力が段階的に引き上げられる構成となっている。本文以外の位置づけ及び説明については下記を参照のこと。

-  Point → 本文に記載のある事項のうち、本試験問題で正誤の論点となっていた箇所等、押さえておくべき重要ポイントを指摘
-  語句 → 用語の説明
-  Advice → 理解を促すためのアドバイスを記載
-  Step-Up → 本文の基本事項の次にマスターしてほしい事項
-  参考 → Step-Up まで押さえた後に、余力があれば押さえておきたい事項
-  改 → 2024年11月22日までに改正があった箇所で、2024年4月13日から2025年4月までに施行が決まっている主な改正点（毎年変更が予定されている金額等は除く。）
-  R4-1 A → 令和4年度択一式問題問1-A
-  R4 → 令和4年度選択式問題
-  R4-労5 B → 令和4年度択一式問題労一問5-B

科目	労基	安衛	労災	雇用	徴収	労一	健保	国年	厚年	社一
略称	基	安	災	雇	徴	労	健	国	厚	社

## 【学習の手引き】

### 過去10年の本試験分析

#### ★ 選択式出題実績

出題年度	出題項目
H27年	一部負担金（法74条、令34条）、延滞金の特例（法181条、法附則9条）
H28年	高額療養費（法115条、令41条1項、令42条1項2号）、訪問看護療養費（法88条2項、3項）
H29年	現物給与の価額（法46条他）、都道府県単位保険料率の設定（法160条4項）、指定訪問看護事業者の責務（法90条）、健康保険組合の設立（法11条、令1条の2）
H30年	基本的理念（法2条）、出産手当金（法102条）
R元年	任意継続被保険者の標準報酬月額（法47条）、傷病手当金の支給期間（法99条、108条）、全国健康保険協会の準備金の積立て（法160条の2、令46条）
R2年	保険医療機関又は保険薬局の指定等に係る地方社会保険医療協議会への諮問（法82条）、一部負担金（法74条、令34条）、高額療養費（法115条、令41条、42条）、被保険者資格喪失届の経由（則29条）、協会による広報及び保険料の納付の勧奨等（法181条の2）
R3年	一般保険料率及び特定保険料率（法156条、法160条）、標準報酬月額等級区分の改定（法40条2項）
R4年	短時間労働者の資格取得基準（(24) 法附則46条、令和4.3.18保保発0318第1号）、選定療養（法63条、令和2.3.27厚労告105号）、被保険者所属選択届（法7条、則1条の3、則2条）
R5年	協会管掌健康保険における業務の分担（法5条2項）、高額療養費多数回該当の場合（令42条1項1号、2号他）、出産手当金の支給期間（法102条1項）
R6年	保険外併用療養費に係る評価療養（法63条2項3号他）、資格喪失後の出産育児一時金（法106条他）、家族訪問看護療養費（法111条1項、2項）

#### ★ 択一式出題ランキング

	出題数 (ranking)	主な項目	出題数
第1章	59 (4位)	健康保険組合	25
		全国健康保険協会	19
		適用事業所	9
第2章	113 (2位)	被保険者	50
		療養担当者	24
		被扶養者	20
		届出等	12
第3章	118 (3位)	標準報酬	54
		保険料	52
第4章	162 (1位)	給付通則	36
		傷病手当金	23
		資格喪失後の給付	18
		高額療養費	13
		療養費	10
		死亡に関する給付	5
第5章	11 (6位)	日雇特例被保険者に関する特例	11
第6章	23 (5位)	雑則等・不服申立て	23

## 1. 選択式出題傾向

健康保険法の選択式は、以前は保険料等の「費用の負担」からの出題が多かったが、過去10年間の出題範囲をみると、平成25年からほぼ毎年「保険給付」から出題されており、また、「保険者」、「標準報酬」、「療養担当者」やその他の項目からの出題もみられる。

令和4年及び令和5年はいずれの年も平易な問題が出題されたが、令和6年は、基本事項からの出題が中心であるものの、応用力を必要とする問題となっていた。

選択式の難易度については、得点しづらい問題が出題される年もあれば、主に基本事項から出題される年もあり、年によってバラツキがみられる。

## 2. 択一式出題傾向

健康保険法の択一式は、過去10年間の出題項目をみると、「保険給付」からの出題が中心であるが、最近では「保険給付」と並んで「標準報酬」も出題頻度が高くなっている。また、そのほかにも、「保険者」、「被保険者」、「被扶養者」、「届出等」、「療養担当者」、「保険料」など、他の項目からもまんべんなく出題されている。保険給付の中では、傷病手当金及び高額療養費の出題頻度が高いが、他の保険給付もそれぞれ出題実績があり、給付通則からの出題も多い。また近年は、事例形式の問題も増えている。

択一式の難易度については、過去10年間では、たとえば平成28年、平成29年は、事例問題や細かい事項を問う問題もみられたものの、基本事項からの出題も多く、全体としては基本テキストの内容をしっかりと押さえておけば正解肢を導き出せる問題構成であった。また、令和元年及び令和2年は、細かい通達や細部の知識を問う問題が多く、難易度の高い問題構成であり。令和3年から令和5年については、通達等の細かな問題や事例問題が多く、一見して難易度が高い問題構成であったが、平易な問題なども混在しており、それらの問題を得点の足掛かりとすることは可能であった。令和6年では、細かい事項からの出題が多かったうえ、基本事項を問う問題をヒントにして正解肢を絞り込むことも困難な問題構成となっており、高い難易度となっていた。

まずは、基本事項をしっかりと押さえて基礎を固め、その上で通達等の細かい規定も理解するようにしてほしい。また、改正箇所から出題されることが多いので、改正事項は確実に押さえておきたい。

# 健康保険法

## 目 次

<b>第1章 目的・保険者・適用事業所</b>	<b>1</b>
<b>第1節 目的等</b>	<b>2</b>
<b>1 目的等</b>	<b>2</b>
<b>2 健康保険の性格</b>	<b>4</b>
<b>第2節 保険者</b>	<b>5</b>
<b>1 保険者</b>	<b>5</b>
<b>2 全国健康保険協会</b>	<b>5</b>
<b>3 健康保険組合</b>	<b>10</b>
<b>4 権限の委任等</b>	<b>18</b>
<b>第3節 適用事業所</b>	<b>23</b>
<b>1 適用事業所の意義</b>	<b>23</b>
<b>2 適用事業所の種類</b>	<b>23</b>
<b>3 適用事業所の一括</b>	<b>27</b>
<b>第2章 被保険者等・届出等・療養担当者等</b>	<b>29</b>
<b>第1節 被保険者・被扶養者</b>	<b>30</b>
<b>1 被保険者の種類と範囲</b>	<b>30</b>
<b>2 被保険者から除外される者（適用除外）</b>	<b>32</b>
<b>3 共済組合に関する特例</b>	<b>39</b>
<b>4 被保険者資格の取得及び喪失</b>	<b>40</b>
<b>5 被保険者資格の得喪の確認</b>	<b>42</b>
<b>6 任意継続被保険者</b>	<b>43</b>
<b>7 特例退職被保険者</b>	<b>45</b>
<b>8 被扶養者</b>	<b>48</b>

第2節 届出等	52
1 事業主による届出	52
2 被保険者による届出等	57
第3節 療養担当者・診療報酬等	62
1 保険医療機関又は保険薬局	62
2 保険医又は保険薬剤師	66
3 指定訪問看護事業者	69
4 診療報酬	71
<b>第3章 標準報酬・費用の負担</b>	<b>75</b>
第1節 標準報酬	76
1 報酬・賞与	76
2 標準報酬の概要	78
3 定時決定	81
4 資格取得時決定	86
5 隨時改定	87
6 育児休業等終了時改定	90
7 産前産後休業終了時改定	92
8 報酬月額の算定の特例	94
9 任意継続被保険者の標準報酬月額	97
10 特例退職被保険者の標準報酬月額	98
11 標準賞与額	98
第2節 費用の負担	100
1 国庫負担等	100
2 保険料	104
3 保険料率	112
4 保険料の負担	117
5 保険料の納付	118
6 督促、滞納処分及び延滞金	122

## 第4章 保険給付

127

- 1 保険給付の種類 129
- 2 保険給付の区分 129
- 3 保険給付の受給手続 130

### 第1節 疾病又は負傷に関する保険給付 132

- 1 療養の給付 132
- 2 入院時食事療養費 136
- 3 入院時生活療養費 140
- 4 保険外併用療養費 144
- 5 療養費 148
- 6 家族療養費 150
- 7 訪問看護療養費 153
- 8 高額療養費 156
- 9 高額介護合算療養費 173
- 10 移送費 175
- 11 傷病手当金 176

### 第2節 出産に関する保険給付 188

- 1 出産育児一時金及び出産手当金 188
- 2 家族出産育児一時金 192

### 第3節 死亡に関する保険給付 193

- 1 埋葬料及び埋葬費 193
- 2 家族埋葬料 194

### 第4節 資格喪失後の給付 195

- 1 傷病手当金・出産手当金の継続給付 195
- 2 資格喪失後の出産育児一時金の支給 196
- 3 資格喪失後の埋葬料（埋葬費）の支給 197
- 4 船員保険の被保険者となった場合 199

第5節 健康保険組合の付加給付	201
第6節 納付通則	202
1 受給権の保護等	202
2 保険納付の方法	202
3 損害賠償請求権の代位取得	203
4 不正利得の徴収等	204
5 他の法令による保険納付との調整	204
6 紳付制限	206
<b>第5章 日雇特例被保険者に関する特例</b>	<b>211</b>
第1節 保険者・被保険者	212
1 保険者	212
2 日雇労働者	212
3 日雇特例被保険者手帳	214
第2節 費用負担	215
1 保険料	215
2 保険料の納付義務及び納付方法	217
3 健康保険印紙	218
4 日雇拠出金	219
第3節 保険給付	220
1 保険給付の種類	220
2 療養の給付	220
3 入院時食事療養費・入院時生活療養費・保険外併用療養費・訪問看護療養費	221
4 療養費	222
5 家族療養費・家族訪問看護療養費	222
6 特別療養費	222
7 高額療養費・高額介護合算療養費	224

8	移送費・家族移送費	225
9	傷病手当金	225
10	出産育児一時金	227
11	出産手当金	227
12	家族出産育児一時金	228
13	埋葬料	228
14	家族埋葬料	229
15	他の医療保険による給付等との調整	229
第6章 時効等・不服申立て		233
第1節 保健福祉事業		234
第2節 時効等		236
1	時効	236
2	雑則	238
3	罰則	239
第3節 不服申立て		241
1	行政不服審査法と行政訴訟制度	241
2	社会保険審査制度	242

## 本テキスト中の法令、略令一覧

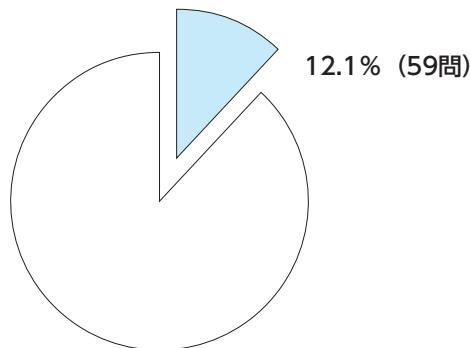
法……………健康保険法	保発………保険局長名通知
法附則……………健康保険法附則	社発………社会局長名通知
社保医協議会法…社会保険医療協議会法	職発………厚生労働省職業安定局長名
社審法……………社会保険審査官及び 社会保険審査会法	通達
令……………健康保険法施行令	保険発…保険局保険課長名通達
則……………健康保険法施行規則	保文発…民間に対して出す保険局長 名通達
厚労設法…厚生労働省設置法	
高齢者医療確保法…高齢者の医療の確保に関する法律	
感染症予防・医療法…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
厚労告……………厚生労働省告示〔平成12年以前：厚生省告示（厚告）〕	
指定省令…保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録 に関する省令	
運営基準…指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準	



# 第1章

## 目的・保険者・適用事業所

過去10年間の出題状況（全486問）



H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	合計
4/47	6/47	2/49	10/50	5/49	3/49	6/47	7/48	8/50	8/50	59/486

※法改正により成立しなくなった問題がある場合は、当該問題を除いた出題数としている。

### 出題傾向

健康保険組合については、ほぼ毎年出題され、また、その内容も組織に関する問題を含め細部にわたっており、難易度の高い問題も多い。全国健康保険協会についても同様の傾向で毎年出題されている。

#### 学習内容

この章では、まず健康保険法の目的及び基本的理念を確認し、その後、保険者について学習します。この保険者のうち、全国健康保険協会の一定の業務については、厚生年金保険に関する事務と一体的に処理を行う観点から厚生労働大臣が行うこととされており、その内容を第2節で確認します。出題頻度の高い健康保険組合と併せ丁寧に学習しましょう。

また、どのような事業所に健康保険法が適用されるかについても学習します。

## 目的等

世界初の社会保険は、ドイツで誕生した。ドイツでは、資本主義経済の発達に伴って労働問題や労働運動に対処するため、1883（明治16）年に医療保険に相当する疾病保険法を公布するなどした。一方、我が国では、第一次世界大戦（1914年～1918年）後の「戦後恐慌」と呼ばれる不況の中、政府は、労使関係の対立緩和、社会不安の沈静化を図る観点から、ドイツに倣い、労働者を対象とする疾病保険制度である「健康保険法」を1922（大正11）年に制定した。健康保険法は、我が国で最も古い医療保険制度であり、保険給付及び費用の負担に関する規定を除き、1926（大正15）年7月に施行され、1927（昭和2）年に全面施行されるに至った。

### 1 目的等

#### 1 目的

健康保険法は、労働者又はその被扶養者の業務災害（労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう。）以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。(法1条)

#### 参考

健康保険法は、以前は業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行うこととされていたが、法改正により平成25年10月1日から、業務上の疾病、負傷等であっても、労災保険の給付対象とならない場合には、原則として健康保険の給付対象としている。R4-1A

#### 2 給付事由

給付事由とは、その発生が保険給付を行う原因となる事実をいう。

健康保険では、原則として、労災保険法に規定する業務災害以外の疾病・負傷・死亡又は出産が給付事由となる。

##### (1) 疾病及び負傷

健康保険は、医療保険であり、その保険給付の中心は被保険者の疾病や負傷についての給付（療養の給付）である。

## (2) 死亡

死亡も給付事由として取り扱い、遺族の一時的な経済負担の軽減を図っている。

## (3) 出産

健康保険では、出産も給付事由の1つであり、一時的に経済負担の軽減を図るため、給付の対象となる。

\*保険給付については第4章で詳しく学習する。

### Step-Up↑

#### 〈法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例〉

被保険者又はその被扶養者の業務上の疾病、負傷等について、労災保険の給付対象とならない場合は、健康保険の給付対象とされるが、被保険者又はその被扶養者が**法人の役員**である場合に、**その法人の役員としての業務**（法人の役員がその法人のために行う業務全般を指す。）に起因する疾病、負傷又は死亡に関しては、給付の対象外とされる。

ただし、被保険者数が**5人未満**である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって当該法人における従業員（法人の役員以外の者をいう。）が従事する業務と同一と認められるものに起因する疾病、負傷又は死亡に関しては、例外として保険給付が行われる。**R4-2A**

（法53条の2、則52条の2）

## ③ 基本的理念

健康保険制度については、これが医療保険制度の基本をなすものであることにかんがみ、**高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等**に対応し、その他の**医療保険制度及び後期高齢者医療制度**並びにこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に関して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の**運営の効率化**、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける**医療の質の向上**を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

（法2条）

## 2 健康保険の性格

### (1) 健康保険は医療保険

健康保険は、疾病及び負傷を給付事由の主体とする医療保険である。

### (2) 健康保険は被用者保険

健康保険は、一定の事業所に使用される者を被保険者とする被用者保険（サラリーマン・OL等のための保険）である。

### (3) 健康保険は強制保険

健康保険は、強制保険であり、強制加入を原則としている。適用が除外されているものもあるが、事業所の任意適用及び任意継続被保険者など、希望があれば加入できる制度も設けられている。

### (4) 健康保険は短期保険

健康保険は、1会計年度すなわち1年間の収入支出を予定して保険料を計算し（短期計算）、その支給条件、支給額も原則として保険料納付期間に無関係で、その支給期間が比較的短期であることから、短期保険に属するものである。

### 保険者

#### 1 保険者

##### 1 定義

健康保険事業の経営主体として、保険給付等を行うものを**保険者**とい  
う。

##### 2 保険者

健康保険（日雇特例被保険者の保険\*を除く。）の保険者は、**全国健康  
保険協会及び健康保険組合**である。  
(法4条)

\* 日雇特例被保険者に係る保険者については第5章第1節で学習する。

##### 3 管掌の区分

- (1) 全国健康保険協会は、健康保険組合の組合員でない被保険者（日雇特  
例被保険者を除く。）の保険を管掌する。  
(法5条1項)
- (2) 健康保険組合は、その組合員である被保険者の保険を管掌する。  
(法6条)

#### 2 全国健康保険協会

全国健康保険協会は、平成20年10月1日に公法人として設立され、それ  
まで政府が保険者として管掌していた健康保険組合の組合員でない被保険者  
に係る健康保険事業は、全国健康保険協会が管掌することとなった。

(法7条の2,1項、法7条の3)

##### 1 全国健康保険協会管掌健康保険における業務の分担

###### (1) 厚生労働大臣が行う業務

全国健康保険協会（以下「協会」という。）が管掌する健康保険の事  
業に関する業務のうち、被保険者の**資格の取得及び喪失の確認、標準報  
酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収**（任意継続被保険者に  
係るもの）並びにこれらに附帯する業務は、**厚生労働大臣**が行  
う。**R5**  
(法5条2項)

## (2) 協会が行う業務

協会は、次の業務を行う。

- ① 保険給付に関する業務
- ② 保健事業及び福祉事業に関する業務
- ③ 上記①、②に掲げる業務のほか、協会が管掌する健康保険の事業に関する業務であって、前記(1)の厚生労働大臣が行う業務以外のもの  
※上記③の業務として、被保険者証の発行等がある。
- ④ 厚生労働大臣が保険給付に関して事業主に対して行う命令・質問・検査（立入検査等）についての権限（健康保険組合に係る場合を除く。）に係る事務<sup>\*</sup>に関する業務

\*後記4.2参照

- ⑤ 上記①～④に掲げる業務に附帯する業務
- ⑥ 船員保険法の規定による船員保険事業に関する業務（同法の規定により厚生労働大臣が行うものを除く。）
- ⑦ 前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、介護納付金及び流行初期医療確保拠出金等の納付に関する業務

(法7条の2,2項、3項)

- 語句**
- ・「前期高齢者納付金等」とは、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金及び前期高齢者関係事務費拠出金をいう。
  - ・「後期高齢者支援金等」とは、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金をいう。
  - ・「流行初期医療確保拠出金等」とは、感染症予防・医療法の規定による流行初期医療確保拠出金及び流行初期医療確保関係事務費拠出金をいう。



健康保険の適用や保険料の徴収に関する業務等は、厚生労働大臣（運営業務は日本年金機構<sup>\*</sup>）が行い、保険給付に関する業務等は協会が行う。ただし、任意継続被保険者については、適用や保険料の徴収に関する業務も含め、協会が行う。

\*後記4参照

## 2 協会の組織

### (1) 事務所

協会は、主たる事務所を**東京都**に、従たる事務所（以下「**支部**」といふ。）を**各都道府県**に設置する。 (法7条の4,1項)

### (2) 役員

協会に、役員として、**理事長**1人、**理事**6人以内及び**監事**2人を置く。理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命し、理事は、理事長が任命する。 **R5-1C** (法7条の9、法7条の11,1項、3項)

#### 参考

- ・協会の役員の任期は3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 **R5-1C** (法7条の12,1項)
- ・政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。 (法7条の13)
- ・役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。 (法7条の15)
- ・協会と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。 (法7条の16)

### (3) 運営委員会

事業主（被保険者を使用する適用事業所の事業主をいう。）及び被保険者の意見を反映させ、協会の業務の適正な運営を図るために、協会に**運営委員会**を置く。運営委員会の委員は、**9人以内**とし、事業主、被保険者及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。 (法7条の18,1項、2項)

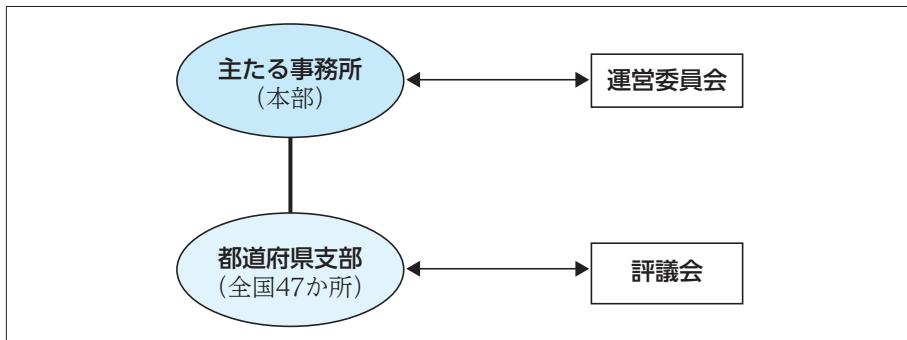
#### Step-Up ↑

- ・運営委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (法7条の18,3項、4項)
  - ・定款・運営規則の変更、協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算等については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。 (法7条の19,1項)
  - ・運営委員会は、協会の理事長が招集するが、協会の理事長は、運営委員会の委員の総数の3分の1以上の委員が審議すべき事項を示して運営委員会の招集を請求したときは、運営委員会を招集しなければならない。
- (則2条の4,1項、2項)

#### (4) 評議会

協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、**支部ごとに評議会**を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聴くものとする。 (法7条の21,1項)

●――図表1－1 協会の組織体制



### 3 運営

#### (1) 事業計画等の認可

協会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、**当該事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可**を受けなければならず、これを変更しようとするときも、同様である。 (法7条の27)



協会の「事業年度」は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

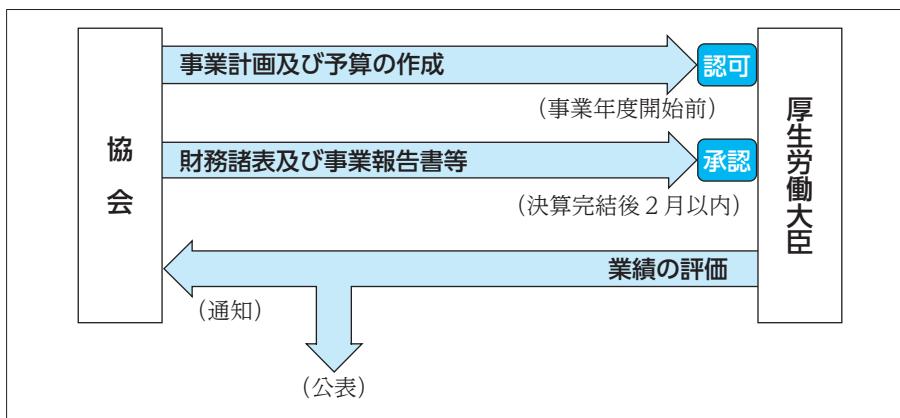
(法7条の25)

#### (2) 財務諸表等

- ① 協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の**5月31日**までに完結しなければならない。
- ② 協会は、毎事業年度、財務諸表を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書を添え、監事及び会計監査人の意見を付けて、決算完結後**2月以内**に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- ③ 厚生労働大臣は、協会の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならず、評価を行ったときは、遅滞なく、協会に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

**R6-1A** (法7条の28,1項、2項、法7条の30)

●——図表1－2 協会の事業計画の認可等



### (3) 協会の準備金の積立て

保険者は、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において**準備金**を積み立てなければならない。

協会については、毎事業年度末において、**当該事業年度及びその直前の2事業年度内**において行った保険給付に要した費用の額〔前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、出産育児交付金の額及び国庫補助の額を除く。〕の1事業年度当たりの平均額の**12分の1**に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剩余金の額を準備金として積み立てなければならない。

（法160条の2、令46条1項）

### (4) 重要な財産の処分

協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。

（法7条の34）

## Step-Up

### <借入金>

- ・協会は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。
- ・上記の短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- ・上記規定により借り換えた短期借入金は、**1年以内**に償還しなければならない。

**R2-7B** (法7条の31)

### 参考

### <財務大臣との協議>

厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

- ① 協会の事業計画及び予算の認可、協会が行う短期借入金等の認可又は協会の重要な財産の処分に係る認可をしようとするとき。
- ② 協会の財務及び会計その他協会に関し必要な事項について厚生労働省令を定めようとするとき。

(法7条の42)

## 3 健康保険組合

### 1 健康保険組合設立の目的

健康保険組合は、健康保険事業の運営を協会とともに実施することをその存立目的とする公法人である。

(法9条1項)

### 2 健康保険組合の組織

健康保険組合は、適用事業所の**事業主**、その適用事業所に使用される**被保険者**及び**任意継続被保険者**で組織する。

**R3-3C**

(法8条)



健康保険組合を組織する者の中に任意継続被保険者も含まれる。

## Step-Up↑

### <健康保険組合の役員>

- ・健康保険組合には、役員として理事及び監事を置く。
- ・理事の定数は、偶数とし、その半数は設立事業所の事業主の選定した組合会議員において、他の半数は被保険者である組合員の互選した組合会議員において、それぞれ互選する。
- ・理事のうち1人を理事長とし、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、理事が選挙する。
- ・監事は、組合会において、設立事業所の事業主の選定した組合会議員及び被保険者である組合員の互選した組合会議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。また、監事は、理事又は健康保険組合の職員と兼ねることができない。**R4-5C** (法21条)
- ・健康保険組合の役員の任期は、3年を超えない範囲内で規約で定める期間とする。  
ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 (令14条1項)

### <組合会>

- ・健康保険組合には議決機関として組合会を置く。組合会は、組合会議員をもって組織する。 (法18条1項、2項)
- ・組合会議員の任期は、3年を超えない範囲内で規約で定める期間とする。ただし、補欠の組合会議員の任期は、前任者の残任期間とする。 (令6条)
- ・組合会は、理事長が招集するが、組合会議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して組合会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあった日から**20日以内**に組合会を招集しなければならない。**R2-8C** (令7条1項)

## ③ 健康保険組合の設立

健康保険組合の設立方式には、任意設立と強制設立がある。

### (1) 任意設立

設立しようとする事業主が単独又は共同で、自らの発意によって設立する場合である。

#### [設立要件]

- ① 被保険者数
  - ⓐ 単一組合（事業主が単独で設立する健康保険組合）
 

健康保険組合を設立する事業主に使用されている被保険者の数が  
**常時700人以上**であること
  - ⓑ 総合組合（2以上の事業主が共同して設立する健康保険組合）
 

被保険者の数を合算して、**常時3,000人以上**であること

② 同意

- ・健康保険組合を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者の2分の1以上の同意を得ること
- ・2以上の適用事業所について健康保険組合を設立する場合は、適用事業所ごとに2分の1以上の同意を得ること

③ 規約の作成

事業主は、規約を作成して厚生労働大臣の設立の認可を受けること

**R4-5B** (法11条、法12条、令1条の3)



<規約に定める事項>

健康保険組合は、規約において次に掲げる事項を定めなければならない。

①名称、②事務所の所在地、③健康保険組合の設立に係る適用事業所の名称及び所在地、④組合会に関する事項、⑤役員に関する事項、⑥組合員に関する事項、⑦保険料に関する事項、⑧準備金その他の財産の管理に関する事項、⑨公告に関する事項等  
(法16条1項)

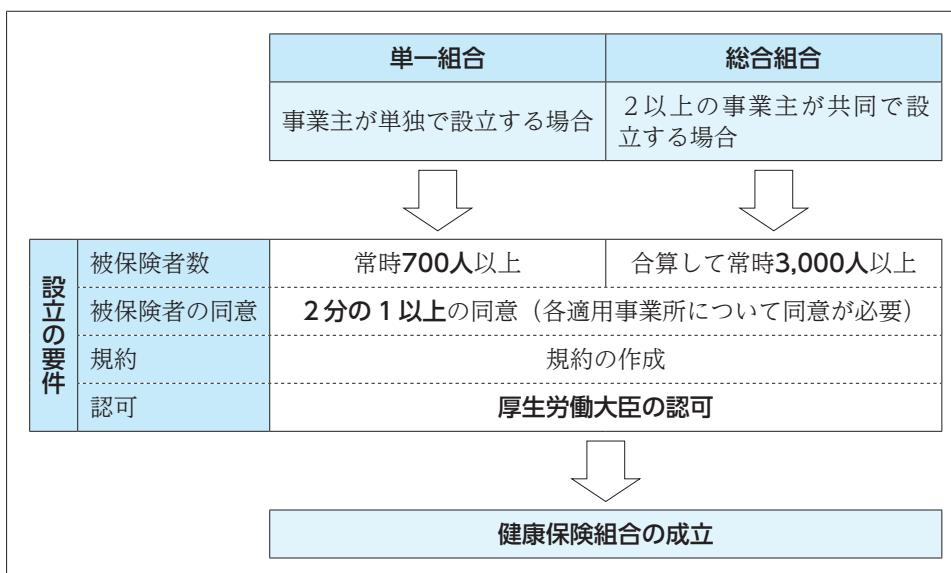
<規約の変更>

規約の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものと除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。  
(法16条2項)

<認可を要しない規約の変更>

規約の変更に当たって厚生労働大臣の認可を受けることを要しない「厚生労働省令で定める事項」は、上記②事務所の所在地及び③健康保険組合の設立に係る適用事業所の名称及び所在地（一定の場合を除く。）等の一定の事項である。なお、これらの事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。  
(法16条3項、則6条)

●——図表1－3 健康保険組合の任意設立



## (2) 強制設立

厚生労働大臣が必要ある場合に事業主及び被保険者の意思にかかわらず命令によって設立させる方式である。

### [設立要件]

- ① 1又は2以上の適用事業所（任意適用事業所を除く。）について、常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主であること
- ② 厚生労働大臣の設立の命令があること
- ③ 規約を作成して厚生労働大臣の設立の認可を受けること

(法14条)

## (3) 健康保険組合の成立時期

健康保険組合は、設立の認可を受けた時に成立する。なお、設立の認可があった場合には、事業主は速やかに、規約を公告しなければならない。

(法15条、令3条1項)

## (4) 健康保険組合の成立の効果

健康保険組合が設立された適用事業所（以下「設立事業所」という。）の事業主及びその設立事業所に使用される被保険者は、当該健康保険組合の組合員となる。また、被保険者が当該設立事業所に使用されなくなったときであっても、任意継続被保険者であるときは、なお当該健康保険組合の組合員である。

(法17条)

## 4 合併等

### (1) 合併又は分割

① 健康保険組合は、**合併又は分割**しようとするときは、組合会において**組合会議員の定数の4分の3以上**の多数により議決し、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。

なお、健康保険組合の分割は、設立事業所の一部について行うことはできない。

② 合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合は、合併により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

③ 分割により設立された健康保険組合は、分割により消滅した健康保険組合又は分割後存続する健康保険組合の権利義務の一部を承継する。

(法23条1項、3項、法24条1項、2項、5項)

### (2) 設立事業所の増減

健康保険組合がその設立事業所を**増加させ**、又は**減少させ**ようとするときは、その増加又は減少に係る適用事業所の**事業主の全部**及びその適用事業所に使用される**被保険者の2分の1以上**の同意を得なければならない。 [R3-2B]

(法25条1項)

#### 参考

健康保険組合が前記(1)の**分割**を行う場合においては、分割により設立される健康保険組合の組合員となるべき被保険者又は分割後存続する健康保険組合の組合員である被保険者の数が、前記③(1)①の数（単一組合は常時700人以上、総合組合は合算して常時3,000人以上）でなければならない。健康保険組合が上記(2)により**設立事業所を減少**させた後における健康保険組合の被保険者である組合員の数についても同様である。

(法24条3項、法25条3項)

### (3) 解散

① 健康保険組合は、次に掲げる理由により**解散**する。

- ⓐ **組合会議員の定数の4分の3以上**の多数による組合会の議決
- ⓑ 健康保険組合の事業の継続の不能
- ⓒ 厚生労働大臣による解散の命令

② 健康保険組合は、上記ⓐ又はⓑに掲げる理由により解散しようとするときは、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。

(法26条1項、2項)

## Step-Up ↑

健康保険組合が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該健康保険組合は、**設立事業所の事業主**に対し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。 [R3-4イ]

(法26条3項)

なお、健康保険組合が解散により消滅した場合は、**全国健康保険協会**がその権利義務を承継する。

(法26条4項)

## 5 財務及び会計

### (1) 預算の届出等

健康保険組合は、毎年度、収入支出の予算を作成し、**当該年度の開始前に、厚生労働大臣に届け出**なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(令16条1項)

### 参考

健康保険組合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、事業開始の初年度にあっては、事業開始の日に始まり、翌年（事業開始の日が1月1日以降3月31日以前であるときは、その年）の3月31日に終わる。

(令15条)

### (2) 報告書の提出

健康保険組合は、毎年度終了後**6月以内に**、厚生労働省令で定めるところにより、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。 [R5-7B] [R6-4D]

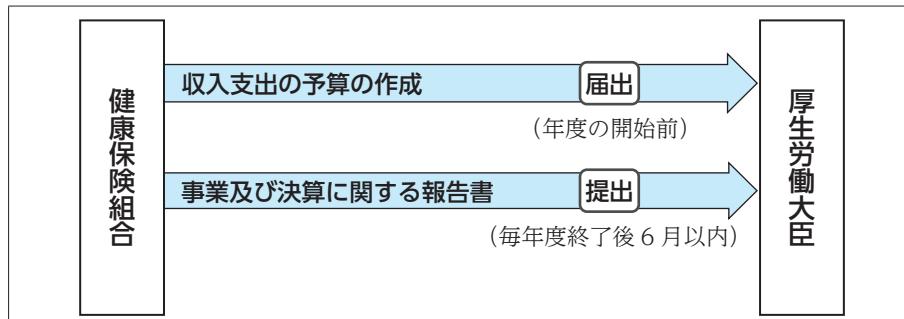
(令24条1項)

### 参考

健康保険組合において、収入金を収納するのは翌年度の5月31日、支出金を支払うのは翌年度の4月30日限りとする。

(令19条)

### ○――図表1－4 健康保険組合の予算の届出等



### (3) 健康保険組合の準備金の積立て

健康保険組合は、毎事業年度末において、**当該事業年度及びその直前の2事業年度内**において行った保険給付に要した費用の額（被保険者又はその被扶養者が健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額及び出産育児交付金の額を除く。）の1事業年度当たりの平均額の**12分の3**（当分の間**12分の2**）に相当する額と当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の1事業年度当たりの平均額の**12分の1**に相当する額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剩余金の額を準備金として積み立てなければならない。R5-4C

（令46条2項、令附則5条）



#### <準備金の取崩し>

健康保険組合は、保険給付に要する費用（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含む。）の不足を補う場合を除いては、準備金を取り崩してはならない。

（令20条）

#### <準備金の繰替使用等>

- ・健康保険組合は、支払上現金に不足を生じたときは、準備金に属する現金を繰替使用し、又は一時借入金をすることができる。
- ・上記規定により繰替使用した金額及び一時借入金は、当該会計年度内に返還しなければならない。

（令21条）

### (4) 組合債

健康保険組合は、組合債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、事後に遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出れば足りる。

R3-7A （令22条）



### <認可を要しない軽微な変更>

厚生労働大臣の認可を受けることを要しない軽微な変更とは次の事項に係る変更である。

- ・組合債の金額（減少に係る場合に限る。）
- ・組合債の利息の定率（低減に係る場合に限る。）

**R3-7A** (則11条)

### (5) 重要な財産の処分

健康保険組合は、重要な財産を処分しようとするときは、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。

(令23条)

## 6 指定健康保険組合

- (1) 健康保険事業の収支が均衡しない健康保険組合であって、政令で定める要件に該当するものとして**厚生労働大臣の指定**を受けたもの（以下「**指定健康保険組合**」という。）は、その財政の健全化に関する計画（以下「**健全化計画**」という。）を定めて、厚生労働大臣の**承認**を受けなければならない。また、健全化計画を変更しようとするときも、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 上記(1)の承認を受けた指定健康保険組合は、健全化計画に従いその事業を行わなければならない。また、厚生労働大臣は、当該指定健康保険組合の事業及び財産の状況により、その健全化計画を変更する必要があると認めるときは、期限を定めて当該健全化計画の変更を求めることができる。

(法28条)



### <健全化計画>

健全化計画は、指定の日の属する年度の翌年度を初年度とする**3箇年間**の計画であって、次の事項を記載するものとされている。

- ① 事業及び財産の現状
- ② 財政の健全化の目標
- ③ 上記②の目標を達するために必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額

**R6-4C** (令30条)

## 7 健康保険組合連合会

健康保険組合は、共同してその目的を達成するため、**健康保険組合連合会**を設立することができる。

健康保険組合連合会を設立しようとするときは、規約を作り、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。設立の認可を受けた時に健康保険組合連合会は成立する。

(法184条1項、法185条1項、2項)

## 4 権限の委任等

### 1 日本年金機構への委任等

厚生労働大臣の監督の下で、一定の運営業務は、**日本年金機構**が行うこととされている。

#### 語句 「日本年金機構」

社会保険庁の廃止に伴い、平成22年1月新たに設立された公法人であり、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業等の業務運営を担うこととされている。

なお、日本年金機構は、その主たる事務所を東京都に置くが、必要な地に従たる事務所を置き、その管轄する区域について、日本年金機構の業務を分掌させるものとする。また、従たる事務所の業務の一部を分掌させるため、被保険者、事業主及び受給権者の利便の確保に配慮しつつ、必要な地に年金事務所を置くものとする。

(日本年金機構法1条、4条、29条)

#### (1) 日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

健康保険法における厚生労働大臣の権限に係る事務について、その一部を**日本年金機構**（以下「機構」という。）に行わせるものとされている。

(法204条1項他)

●——図表1－5 機構へ委任される主な権限に係る事務

権限に係る事務	頁
任意適用事業所の認可及びその申請の受理、任意適用事業所の取消しの認可及びその申請の受理並びに適用事業所の一括の承認（それぞれ組合に係る場合を除く。） 〔法31条、33条、34条1項〕	25～27
事業所が特定適用事業所に該当しなくなることの申出の受理、任意特定適用事業所の申出の受理及び取消しの申出の受理 〔(24) 法附則46条2項、5項、8項〕	37、38
被保険者の適用除外の承認 〔法3条1項8号〕	34
資格の得喪の確認 〔法39条1項〕	42
事業主が行う被保険者に関する資格の得喪、報酬月額及び賞与額の届出の受理 〔法48条〕	52
定時決定、資格取得時決定、隨時改定、育児休業等終了時改定及び産前産後休業終了時改定の規定による標準報酬月額の決定又は改定（育児休業等終了時改定及び産前産後休業終了時改定に係る申出の受理を含み、保険者等算定の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。） 〔法41条1項、42条1項、43条1項、43条の2,1項、43条の3,1項、44条1項〕	81～95
標準賞与額の決定 〔法45条1項〕	98
育児休業等期間中及び産前産後休業期間中の保険料免除の申出の受理 〔法159条1項、159条の3〕	109～111
口座振替による保険料納付の申出の受理及び承認 〔法166条〕	121
国税滞納処分の例による処分及び市町村に対する処分の請求 〔法180条4項〕	123
日雇特例被保険者の適用除外の承認（特別の理由があるときの適用除外の承認を除く。） 〔法3条2項ただし書〕	213
日雇特例被保険者手帳の交付申請の受理及び日雇特例被保険者手帳の交付 〔法126条1項、2項〕	214
健康保険印紙の受払等の報告の受理 〔法171条1項〕	218
被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関する事業主に対しての立入検査等（組合に係る場合を除く。）* 〔法198条1項、204条の5,2項〕	238

\*機構は、当該権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。  
(法204条の5,1項)

## (2) 機構への事務の委託

厚生労働大臣は、健康保険法における厚生労働大臣の事務について、  
その一部を**機構**に行わせるものとされている。 (法205条の2,1項)

●――図表1－6 機構へ委託される主な事務

事務	頁
現物給与の価額の決定に係る事務（当該決定を除く。） [法46条1項]	78
保険料の徴収、少年院等に収容期間中の保険料の免除、育児休業等期間中の保険料の免除、産前産後休業期間中の保険料の免除及び保険料の繰上徴収の規定による保険料の徴収に係る事務（一定の事務を除く。） [法155条1項、158条、159条、159条の3、172条]	104、109 ～111、 121、122
過誤納保険料の繰上げ充当の規定による納付に係る事務（納期を繰り上げて納入の告知又は納付したものとみなす決定等を除く。） [法164条2項]	120
保険料等の督促（督促状の発送に係る事務を含む。）に係る事務（当該督促及び督促状を発することを除く。） [法180条1項、2項]	122
延滞金の徴収に係る事務（一定の事務を除く。） [法181条1項、4項]	124、125
日雇特例被保険者の適用除外の承認（特別の理由があるときの承認に限る。）に係る事務（当該承認を除く。） [法3条2項]	213
日雇拠出金の徴収に係る事務（一定の事務を除く。） [法173条1項]	219



「機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任」については、機構が厚生労働大臣の委任を受けて当該事務を機構の権限として行うものであり、機構の名で機構が行うこととなる。

一方、「機構への事務の委託」については、機構が厚生労働大臣の委託を受けて当該事務処理を行うが、その権限は機構ではなく厚生労働大臣であり、厚生労働大臣の名で機構が行うこととなる。

## ② 協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

厚生労働大臣の**保険給付**に関して事業主に対して行う立入検査等<sup>\*</sup>の権限（健康保険組合に係る場合を除く。）に係る事務は、**協会**に行わせるものとされている。

なお、協会は、当該権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。

(法204条の7,1項、法204条の8,1項)

\* P.238③参照

## ③ 地方厚生局長等への権限の委任

健康保険法に規定する厚生労働大臣の権限（一部の権限を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、**地方厚生局長**に委任することができる。

また、上記により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、**地方厚生支局長**に委任することができる。

(法205条、則159条)

●—図表1－7 地方厚生局長等へ委任される主な権限

権 限	頁
組合に係る任意適用事業所の認可・取消しの認可（組合の設立又は解散を伴う場合を除く。） [法31条1項、33条1項]	25、26
保険医療機関又は保険薬局の指定・指定取消し [法63条3項、80条]	62、63、 66
保険医又は保険薬剤師の登録・登録の取消し [法64条、81条]	66～68
指定訪問看護事業者の指定・取消し・変更 [法88条、93条、95条]	69～71
組合の一般保険料率の変更の認可（組合の設立、合併、分割を伴う場合及び特定健康保険組合の認可に伴う場合を除く。） [法160条13項]	115
協会、組合又は機構が国税滞納処分の例により滞納処分する場合の認可 [法180条5項、204条の3、1項]	123



「地方厚生局長等」とは、「地方厚生支局の管轄区域に該当するものは地方厚生支局長、いずれの地方厚生支局の管轄区域にも該当しないものについては地方厚生局長」という意味で用いられる。

## 4 社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託

(1) 保険者は、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができる。

① 診療報酬<sup>\*</sup>等の請求についての審査及び支払に関する事務（法76条5項及び法88条11項等に規定する事務）

\* 第2章第3節4参照

② 保険給付のうち、療養費、出産育児一時金、家族出産育児一時金並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に関する事務（上記①に掲げるものを除く。）R3-2E

③ 保険給付の支給、保健事業及び福祉事業<sup>\*</sup>の実施、保険料の徴収等の事務に係る被保険者若しくは被保険者であった者又はこれらの被扶養者（下記④において「被保険者等」という。）に係る情報の収集又は整理に関する事務

\* 第6章第1節参照

④ 保険給付の支給、保健事業及び福祉事業の実施、保険料の徴収等の事務に係る被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務

(2) 保険者は、上記(1)の規定により上記③又は④に掲げる事務を委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第1条に規定する保険者及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であって厚生労働省令で定めるものと共同して委託するものとする。

（法205条の4、則159条の7、則159条の8）

（語句）・「社会保険診療報酬支払基金」は、社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人であって、健康保険法、船員保険法等の診療報酬の迅速適正な支払及び診療報酬請求書の審査を行うこと等を目的としている。（社会保険診療報酬支払基金法1条、2条）  
・「国民健康保険団体連合会」は、国民健康保険の保険者が、共同してその目的を達成するために設立することができる法人である。

（国保法83条）

・「社会保険診療報酬支払基金法第1条に規定する保険者」とは、全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県及び市町村、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合、日本私立学校振興・共済事業団をいう。

### 適用事業所

#### 1 適用事業所の意義

健康保険法でいう事業所とは、工場、商店、事務所など事業が行われる一定の場所をいう。例えば、ある会社の本社と工場が遠隔の地に分離して設置されている場合は、それぞれ別の事業所として取り扱われる。しかし、小規模の出張所のように事業上独立性のないものは、独立の事業所とはしない。

また、同じ敷地内に事務室の建物と工場の建物とが別々に設けられている場合は1つの事業所となるが、同じ敷地内でもまったく関連のない事業が併存している場合には、それぞれ別の事業所として扱う。

ある事業所を独立したものとして扱うか否かは、その事業所に使用されている被保険者の身分関係、指揮監督、報酬の支払など直接の人事管理を受けるか否か等に基づき、社会通念上決定する。

(昭和18.4.5保発892号、905号)

#### 2 適用事業所の種類

適用事業所には、法律上当然に健康保険の適用を受けるものと厚生労働大臣の認可を受けて適用を受けるものの2種類がある。

##### 1 強制適用事業所

次の(1)又は(2)に該当する事業所は、法律上当然に（強制的に）健康保険の適用を受ける。

- (1) 常時5人以上の従業員を使用して次の事業（適用業種）を行う個人の事業所 R5-8A

(法3条3項1号、令1条)

<適用業種>

- ① 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業（工場等）
- ② 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業（土木建築業）
- ③ 鉱物の採掘又は採取の事業（採石業、砂利採取業を含む）
- ④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業（発電、送電、配電等の事業）
- ⑤ 貨物又は旅客の運送の事業（運送、輸送一切の事業）
- ⑥ 貨物積卸しの事業（船舶、はしけにおける貨物の積卸し、倉庫等における貨物の取扱い等の事業）
- ⑦ 焼却、清掃又はと殺の事業
- ⑧ 物の販売又は配給の事業
- ⑨ 金融又は保険の事業（銀行業、信託業、保険業等の事業）
- ⑩ 物の保管又は賃貸の事業（倉庫業、貸家貸室業、貸本業、貸衣裳業等）
- ⑪ 媒介斡旋の事業（代理商、証券業、プレイガイド等）
- ⑫ 集金、案内又は広告の事業
- ⑬ 教育、研究又は調査の事業（各種学校、研究所、興信所等）
- ⑭ 疾病の治療、助産その他医療の事業
- ⑮ 通信又は報道の事業
- ⑯ 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業（児童養護施設、母子生活支援施設、更生施設等）
- ⑰ 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業（司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、外国法事務弁護士等）

R5-8A



1. 適用が強制されない非適用業種は次の通りである。

- ・ 第一次産業…農林業、水産業、畜産業等
- ・ サービス業…旅館、料理飲食店、理容美容業等
- ・ 宗教…神社、寺院、教会等

(昭和25.9.22保文発2414号)

2. 従業員の員数（常時5人以上）の算定は、その事業所に常時使用されるすべての者について計算すべきものとされ、健康保険の被保険者となるべき者はもちろん、適用除外\*に該当することによって被保険者となることができない者であっても当該事業所に常時使用される者についてはこれを算入すべきものとされている。

R5-1A (昭和18.4.5保発905号)

\*第2章第1節2②で学習する。

3. 外国人経営の事業所でも一定の要件に該当すれば健康保険が適用される。

(昭和23.10.2保険発82号)

- (2) 常時1人以上の従業員を使用する国、地方公共団体又は法人の事業所  
(法3条3項2号)

## ② 任意適用事業所

健康保険では、強制適用されない事業所であっても、任意に適用事業所となり得る途が開かれている。

任意適用事業所となることができるのは次の事業所である。

- ① 常時5人未満の従業員を使用する個人の事業所（適用業種、非適用業種を問わない）
- ② 常時5人以上の従業員を使用して非適用業種を行う個人の事業所  
(法31条1項)

### (1) 任意適用事業所の認可

① 要件

- ② 事業主が、当該事業所に使用される者（被保険者となるべき者に限る。）の2分の1以上の同意を得て申請すること

任意適用事業所の認可申請は、事業主の権限である。これは加入了結果、事業主に保険料の納付及び事務負担が生ずるからである。

③ 厚生労働大臣の認可を受けること

(法31条)

② 効果

その使用される事業所が適用事業所となった日に、健康保険法の適用を受けることについて不同意であった者も含めて、その事業所に使用される者は法第3条第1項の規定による適用除外に該当する者を除き、すべて被保険者の資格を取得する。  
(法35条)



任意適用事業所となるための認可の申請は、健康保険任意適用申請書を、労働者の2分の1以上の同意を得たことを証する書類を添付した上で、機構又は地方厚生局長等に提出することによって行う。  
(則21条1項、3項)

## (2) 任意適用事業所の取消し

### ① 要件

- ① 事業主が、当該事業所に使用される者（被保険者である者に限る。）の4分の3以上の同意を得て申請すること
- ② 厚生労働大臣の認可を受けること

(法33条)

### ② 効果

厚生労働大臣の認可のあった日の翌日に、任意適用事業所の取消しに不同意であった者も含めて、すべて被保険者の資格を喪失する。

(法36条4号)



- ・任意適用事業所の取消しのための認可の申請は、健康保険任意適用取消申請書を、労働者の4分の3以上の同意を得たことを証する書類を添付した上で、機構又は地方厚生局長等に提出することによって行う。 (則22条)
- ・労働者の一定割合の者からの希望があっても、健康保険や後に学習する厚生年金保険への加入に係る申請をする義務はない。⇒労災保険や雇用保険の場合とは異なる。
- ・また、労働者の一定割合の者からの希望があっても、健康保険や厚生年金保険の任意適用事業の取消しに係る申請をする義務はない。⇒労災保険や雇用保険と同様。

R2-10C

## 3 任意適用の擬制

適用事業所が強制適用の要件を欠くに至った場合（當時使用する者が5人未満になったとき、又は業種が変わり適用業種でなくなったとき）には、なんら手続をすることなく、任意適用事業所の認可があったものとみなされる。 R5-8B (法32条)

●——図表1－8 強制適用事業所と任意適用事業所

業種等 規模	適用業種		非適用業種	
	製造業、土木建築業 鉱業、物品販売業等	第一次産業、サービス業、 宗教	法人等※	個人
常時5人以上	◎	◎	◎	○
常時1人以上 5人未満	◎	○	◎	○

◎…強制適用事業所 ○…任意適用事業所

※法人等…国、地方公共団体又は法人



国、地方公共団体又は法人の事業所は業種や規模を問わず、常時1人以上の従業員を使用するものは、強制適用事業所となる。

個人の事業所は、適用業種で、かつ、常時5人以上の従業員を使用する場合のみ強制適用事業所となる。

### 3 適用事業所の一括

- (1) 2以上の適用事業所の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該2以上の事業所を1つの適用事業所とすることができます。
- (2) 上記(1)の承認があったときは、当該2以上の適用事業所は、適用事業所でなくなったものとみなす。

(法34条)

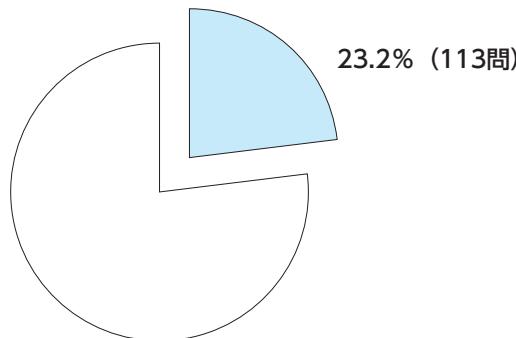
つまり、健康保険の手続等は、適用事業所ごとに行わなければならないが、適用事業所の一括をすることによって、例えば、本社において支社等の手続も一括して行うことができるようになり、当該支社等は、別個に手続等を行わなくてもよいことになる。



# 第2章

## 被保険者等・届出等・療養担当者等

過去10年間の出題状況（全486問）



H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	合計
11/47	8/48	18/49	11/50	10/44	15/49	10/47	5/48	8/50	17/50	113/486

※法改正により成立しなくなった問題がある場合は、当該問題を除いた出題数としている。

### 出題傾向

被保険者からの出題が最も多い、適用除外、資格取得及び喪失、資格の得喪の確認は、よく問われる箇所であるため、確実に押さえておく必要がある。また、療養担当者に関しては、保険医療機関又は保険薬局の指定・指定取消し等、保険医又は保険薬剤師の登録等を中心に整理しておきたい。被扶養者に関しては、具体的な設定で被扶養者に該当するかどうかを問う問題が多くみられる。

#### 学習内容

第2章では、健康保険法の保険給付の対象者である被保険者について学習し、併せてその被扶養者の要件を確認します。

また、届出等に関してもほとんどこの章で学習します。テキストの表などを活用して効率よく学習を進めてください。保険給付に係る療養担当者及び診療報酬の流れについてもこの章の最後で学習します。

## 被保険者・被扶養者

### 1 被保険者の種類と範囲

#### 1 被保険者

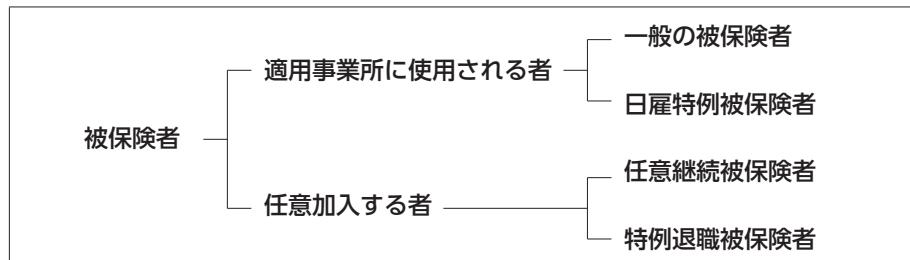
保険給付を受けたり、保険給付を受けるために必要な保険料を負担したりする者を被保険者という。

健康保険の被保険者は、適用事業所に使用される者である一般の被保険者及び日雇特例被保険者と、一定の資格を有する者がその希望により個人で任意加入し、適用事業所に使用されなくなった後も継続して被保険者となることができる任意継続被保険者及び特例退職被保険者とに分けられる(図表2-1)。

適用事業所に使用される者は、一定の要件を満たすと本人や事業主の意思に関係なく被保険者となるので、強制的な性格を有する。これに対して、任意継続被保険者及び特例退職被保険者は、個人の意思により継続して被保険者となることから、任意的性格を有している。

**(語句)** 以後、本テキストにおいては、日雇特例被保険者以外で適用事業所に使用される者である被保険者を総称して、一般の被保険者と表記する。

○――図表2-1 被保険者の種類



これらの被保険者の要件に該当するものは、国籍、年齢、住所、報酬の多少などに関係なく被保険者となる。

(平成4.3.31保険発38号・府文発1244号)

## ② 「使用される者」の定義

被保険者の範囲として法第3条に「適用事業所に使用される者」とあるが、ここで使用される者とは、**事実上の使用関係**がある者をいう。はっきりした法律上の雇用関係の存否は絶対的な条件ではなく、使用関係を認定する参考となるにすぎない。したがって、単に名目的な雇用契約があつても事実上の使用関係がない場合は「使用される者」とはならない。

(法3条1項)

使用関係についての具体的な取扱いは次のとおりである。

### (1) 労働組合の専従役職員

被保険者がその使用される事業所の労働組合の専従役職員となりその職務に従事するときは、従前の事業主との関係においては被保険者の資格を喪失し、その労働組合に使用される者としてのみ被保険者となる。

R3-5B (昭和24.7.7職発921号)

### (2) 試みの使用期間中の者

試みの使用期間中であっても、**使用関係の実体が常用的であれば被保険者となる。**

(昭和13.10.22社庶229号)

### (3) 法人の役員

会社等の法人の理事、監事、取締役、代表社員等の法人の代表者又は業務執行者は、民法又は会社法の規定では使用される者とは解されないが、健康保険の適用については、法人から労働の対償として報酬を受けている場合は、**その法人に使用される者として被保険者となる。**なお、法人でない社団又は組合の総裁、会長及び組合長等その団体の理事の地位にある者も同様に取り扱うものとされている。

(昭和24.7.28保発74号)



個人の事業所の事業主は、使用される者に該当しないので被保険者にはならない。

## 2 被保険者から除外される者（適用除外）

### 1 適用除外の趣旨

適用事業所に使用されている者であっても、就労状態が浮動的な者、使用期間が短期の者等については適用が困難であり、また他法と重複する者については二重に適用されることになるので被保険者から除外している。

### 2 適用除外の該当者

#### (1) 船員保険の被保険者

船員については船員保険で同様の給付を受け得るので除外している。ただし、船員保険の疾病任意継続被保険者は適用除外としない。

(法3条1項1号)

#### (2) 臨時に使用される者であって、次の①又は②に該当するもの

##### ① 日々雇い入れられる者

ただし、1月を超え引き続き使用されるに至ったときは、その超えた日から一般の被保険者となる。

##### ② 2月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの

なお、当該定めた期間を超えて引き続き使用されるに至ったときは、その超えた日から一般の被保険者となる。

(法3条1項2号)



契約の更新等により実際には最初の雇用契約の期間を超えて継続して使用されることが見込まれる場合には、適用除外に該当せず、最初の雇用契約の期間から一般的な被保険者の資格を取得する。R5-7E

(令和4.9.9事務連絡)

#### (3) 事業所で所在地が一定しないものに使用される者

巡回興行（サーカス等）のように事業そのものは継続性があっても所在地が一定しないものに使用される者をいう。この場合は使用期間の長短にかかわらず被保険者にならない。R2-3工

(法3条1項3号、昭和18.4.5保発905号)

#### (4) 季節的業務に4月以内の期間を限って使用される者

季節的業務とは、一地方特有のものであるか全国的なものであるかを問わず、季節によって行う業務はすべて含まれる。季節的業務に使用される者であっても、**当初から継続して4月を超える予定で使用される者は、初めから一般の被保険者となる。**しかし、4月以内の期間の予定で使用されていた者が、たまたま業務の都合等で継続して4月を超えて使用されることになっても一般の被保険者とはならない。R2-5ウ

(法3条1項4号、昭和2.2.12収保124号、昭和9.4.17保発191号)



季節的業務の例として、繭の乾燥、清酒・ぶどう酒の醸造、製茶、製氷等が挙げられていたが、時代の推移により、かつては季節的業務と考えられていたものが今日では季節に関係なく年間を通じて行われるようになったものもあり、その実体を見極める必要がある。

#### (5) 臨時的事業の事業所に6月以内の期間を限って使用される者

博覧会のように、事業自体が臨時的に行われる事業所に使用される者をいう。臨時的事業に使用される者でも当初から継続して6月を超える予定で使用される者は、初めから一般の被保険者となる。しかし、6月以内の期間の予定で使用されていた者が、たまたま業務の都合等で継続して6月を超えて使用されることになっても一般の被保険者とはならない。

(法3条1項5号、昭和18.4.5保発905号)



前記のうち(2)(4)(5)で適用除外とされる者であって健康保険の適用事業所に使用されるものは、日雇特例被保険者となるが、主婦や学生アルバイトなどで短期間だけ働く者は適用除外の承認を受けて日雇特例被保険者とならないことができる（第5章第1節2112参照）。

(法3条2項、8項、昭和35.8.18保発59号)

#### (6) 国民健康保険組合の事業所に使用される者

国民健康保険法の適用を受けるので除外される。

(法3条1項6号)



「国民健康保険組合」とは、同種の事業又は業務に従事する者で、当該組合の地区内に住所を有する者を組合員として組織されている組合である。

(国保法13条)

\*詳しくは、社会保険に関する一般常識で学習する。

(7) **後期高齢者医療の被保険者等**（後期高齢者医療の被保険者及び当該被保険者の要件に該当する者で適用除外の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの）

後期高齢者医療の被保険者は、後期高齢者医療の適用を受け、健康保険の適用は受けない。

(法3条1項7号)

**語句** 「後期高齢者医療の被保険者」とは次のいずれかに該当する者をいう。  
(高齢者医療確保法50条)

- ① 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者
- ② 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者であって、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの

\*詳しくは、社会保険に関する一般常識で学習する。

(8) **厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者**（健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。）

健康保険の被保険者となるべき者で国民健康保険の被保険者になることを厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合より承認を受けたものは、国民健康保険の被保険者である期間に限り、健康保険の被保険者としない。

(法3条1項8号)

(9) **次に掲げる一定の短時間労働者**

事業所に使用される者であって、その**1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者**（1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下同じ。）又は**その1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者**に該当し、かつ、次の①から③までのいずれかの要件に該当するもの

(法3条1項9号)

- ① 1週間の所定労働時間が**20時間未満**であること。 R3-8ア



所定労働時間が1か月の単位で定められている場合は、当該所定労働時間を**12分の52**で除して得た時間を1週間の所定労働時間とする。また、所定労働時間が1年の単位で定められている場合は、当該所定労働時間を**52**で除して得た時間を1週間の所定労働時間とする。

これは、1年間を52週とし、1か月を12分の52週とすることにより、1週間の所定労働時間を算定することとしたものである。 R2-1D

(令和4.9.28保保発0928第6号)

- ② 報酬（最低賃金法第4条第3項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、標準報酬月額の資格取得時決定の規定\*の例により算定した額が、**88,000円未満**であること。 R4

\* 第3章第1節4 参照



「最低賃金法第4条第3項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるもの」は、次の通りである（つまり、次の賃金は上記②の算定から除外する）。

- Ⓐ 臨時に支払われる賃金
- Ⓑ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- Ⓒ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金
- Ⓓ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金
- Ⓔ 午後10時から午前5時まで（労働基準法37条4項の規定により厚生労働大臣が定める地域又は期間については、午後11時から午前6時まで）の間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
- Ⓕ 最低賃金において算入しないことを定める賃金（最低賃金法4条3項3号に掲げる賃金）…精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(則23条の4、令和4.9.28保保発0928第6号)

- ③ 学校教育法に規定する**学生等**であること。



次の者については、学生でないこととして取り扱う。

- Ⓐ 卒業を予定している者であって、適用事業所に使用され、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなっているもの
- Ⓑ 休学中の者
- Ⓒ 定時制の課程等に在学する者
- Ⓓ その他これらに準ずる者（いわゆる社会人大学院生等） R3-4オ

(則23条の6、令和4.9.28保保発0928第6号)



「1週間の所定労働時間」及び「1月間の所定労働日数」が、同一の事業所に使用される通常の労働者の4分の3以上であるという基準（以下「**4分の3基準**」という。）を満たす短時間労働者については、一般の被保険者となるが、前記(9)において、4分の3基準を満たさない短時間労働者については、前記(9)の①～③のいずれかの要件に該当する場合には、一般の被保険者とならない旨が規定されている。

つまりこれにより、4分の3基準を満たさない短時間労働者であっても、前記(9)の①～③のいずれにも該当せず、他の適用除外にも該当しないもの（「**特定4分の3未満短時間労働者**」という。）は、一般の被保険者となることとなる。

ただし、実際には、後記③の暫定措置が設けられており、当該短時間労働者が一般の被保険者となるには、更に特定適用事業所等に使用されているか否かの要件が加わることとされている。

#### ●——図表2－2 適用除外の該当者

(1)	船員保険の被保険者（疾病任意継続被保険者を除く）
(2)	臨時に使用される者であって、次の①又は②に該当するもの（①に掲げる者は1月を超える、②に掲げる者は②に掲げる定めた期間を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く） ① 日々雇い入れられる者 ② 2月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの
(3)	事業所で所在地が一定しないものに使用される者
(4)	季節的業務に使用される者（継続して4月を超えて使用されるべき場合を除く）
(5)	臨時的事業の事業所に使用される者（継続して6月を超えて使用されるべき場合を除く）
(6)	国民健康保険組合の事業所に使用される者
(7)	後期高齢者医療の被保険者等
(8)	厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者（健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る）
(9)	4分の3基準を満たさない一定の短時間労働者

#### ③ 短時間労働者の適用拡大に関する暫定措置

当分の間、**特定適用事業所以外**の適用事業所（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。以下③において同じ。）に使用される特定4分の3未満短時間労働者については、原則として、一般の被保険者としない。

((24)法附則46条1項)

**語句** 「特定適用事業所」とは、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される特定労働者(70歳未満の者のうち、厚生年金保険法の適用除外のいずれにも該当しないものであって、特定4分の3未満短時間労働者以外のものをいう。)の総数が常時50人を超えるものの各適用事業所をいう。

つまり、特定適用事業所に係る「常時50人」の人数の算定は、健康保険に係る場合であっても、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者<sup>\*</sup>の総数で算定することとされている。

((24)法附則46条12項)

\* 厚生年金保険法で学習する。



特定4分の3未満短時間労働者については、特定適用事業所に使用される場合及び国又は地方公共団体の適用事業所に使用される場合に、一般の被保険者となる（国又は地方公共団体の適用事業所については、特定適用事業所であるか否かは問わない。）。なお、特定適用事業所以外の適用事業所に使用される特定4分の3未満短時間労働者についても、一般の被保険者となる場合がある（下記Step-Up<sup>↑</sup>及び後記参考参照）。

### Step-Up<sup>↑</sup>

#### ＜特定適用事業所である適用事業所が、特定適用事業所に該当しなくなった場合＞

特定適用事業所である適用事業所が、特定適用事業所に該当しなくなった場合は、当該事業所に使用される特定4分の3未満短時間労働者の被保険者資格については、喪失することなく、引き続き被保険者となる。ただし、当該適用事業所の事業主が、次の①又は②の場合に応じ、当該①又は②に定める同意を得て、保険者等<sup>①</sup>（厚生労働大臣又は健康保険組合）に当該特定4分の3未満短時間労働者について上記③の規定の適用を受ける旨の申出（特定適用事業所不該当の申出）をした場合は、当該特定4分の3未満短時間労働者は、その申出が受理された日の翌日に、その資格を喪失する。

- ① 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者及び70歳以上の使用される者<sup>②</sup>（以下「4分の3以上同意対象者」という。）の4分の3以上で組織する労働組合があるとき……当該労働組合の同意
- ② 上記①に規定する労働組合がないとき……次の③又は⑤に掲げる同意
  - ③ 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される4分の3以上同意対象者の4分の3以上を代表する者の同意
  - ⑤ 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される4分の3以上同意対象者の4分の3以上の同意

((24)法附則46条2項、4項)

\* 1 「保険者等」については、P.52 **語句** 参照

\* 2 厚生年金保険法で学習する。

 参考

＜労使合意に基づく適用拡大（特定適用事業所以外の適用事業所に使用される特定4分の3未満短時間労働者の取扱い）＞

(1) 任意特定適用事業所の申出

特定適用事業所（特定適用事業所に該当しなくなり、前記Step-Up↑の規定により引き続き一般の被保険者の資格を有する特定4分の3未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。）以外の適用事業所の事業主は、次の①又は②に掲げる場合に応じ、当該①又は②に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される特定4分の3未満短時間労働者について前記③の規定の適用を受けない旨の申出（任意特定適用事業所の申出）をすることができる。この場合において、当該特定4分の3未満短時間労働者については、当該申出が受理された日に、一般の被保険者の資格を取得する。

- ① 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者、70歳以上の使用される者及び特定4分の3未満短時間労働者（以下「2分の1以上同意対象者」という。）の過半数で組織する労働組合があるとき……当該労働組合の同意
- ② 上記①に規定する労働組合がないとき……次の④又は⑤に掲げる同意 R6-10E
  - ④ 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される2分の1以上同意対象者の過半数を代表する者の同意
  - ⑤ 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される2分の1以上同意対象者の2分の1以上の同意

R6-2A ((24)法附則46条5項、7項)

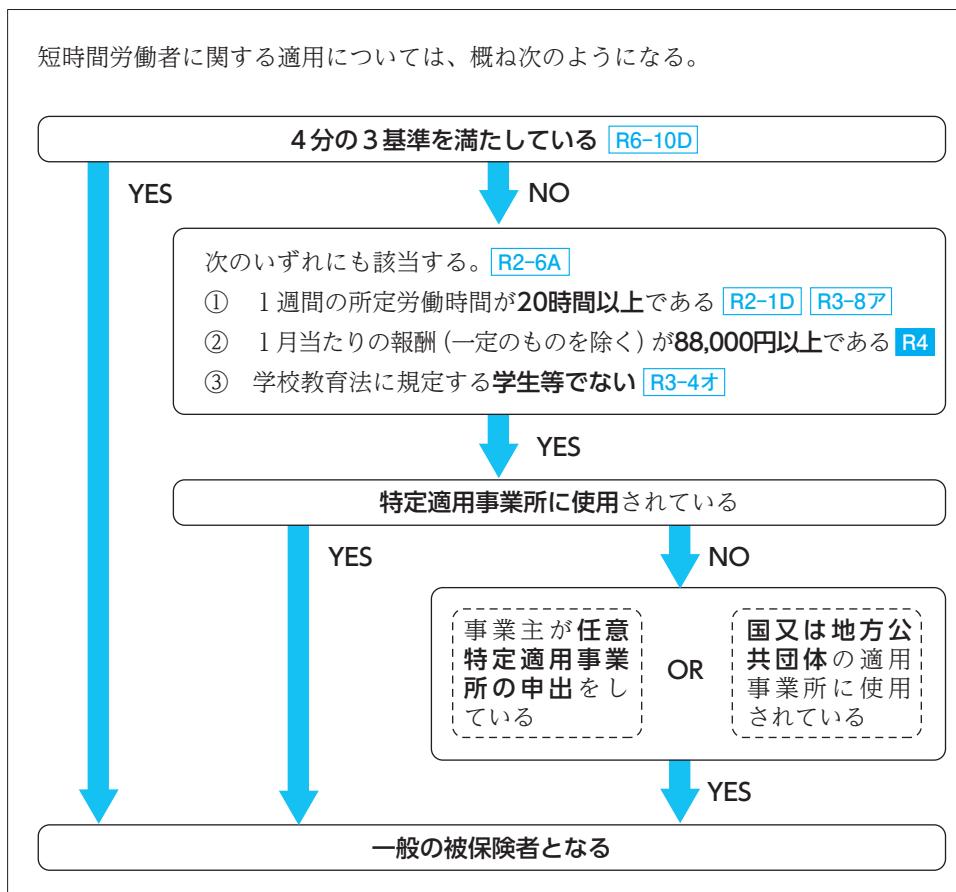
(2) 任意特定適用事業所の取消しの申出

上記(1)の申出をした事業主は、次の①又は②に掲げる場合に応じ、当該①又は②に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される特定4分の3未満短時間労働者について前記③の規定の適用を受ける旨の申出（任意特定適用事業所の取消しの申出）をすることができる。この場合において、当該特定4分の3未満短時間労働者は、当該申出が受理された日の翌日に、一般の被保険者の資格を喪失する。

- ① 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される4分の3以上同意対象者の4分の3以上で組織する労働組合があるとき……当該労働組合の同意
- ② 上記①に規定する労働組合がないとき……次の④又は⑤に掲げる同意
  - ④ 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される4分の3以上同意対象者の4分の3以上を代表する者の同意
  - ⑤ 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される4分の3以上同意対象者の4分の3以上の同意

((24)法附則46条8項、10項)

●—図表2-3 短時間労働者に関する適用のまとめ



### 3 共済組合に関する特例

#### 1 共済組合の組合員の健康保険

各種共済組合の組合員は健康保険の適用除外の対象とされておらず、健康保険の被保険者であると同時に共済組合の組合員でもある。しかし、保険給付の競合が生じないように、共済組合に事実上の代行を認め、その組合員である期間は健康保険の保険給付は行わず、また、保険料の徴収はない。したがって、実質的には適用除外と同じ取扱いになっている。

この場合、これら共済組合の給付の種類及び程度が、**健康保険法で規定する給付の種類及び程度以上**であることが必要である。

(法200条、法202条)

## 2 共済組合の監督

厚生労働大臣は、共済組合について、必要があると認めるときは、その事業及び財産に関する報告を徵し、又はその運営に関する指示をすることができる。

(法201条)

## 4 被保険者資格の取得及び喪失

### 1 資格取得の時期

一般の被保険者は、次のいずれかに該当する日から被保険者の資格を取得する。

- (1) 適用事業所に使用されるに至ったとき
- (2) 使用される事業所が適用事業所となったとき
- (3) 前記②の適用除外の規定に該当しなくなったとき

(法35条)

**語句** 「被保険者資格取得の日」とは、現実に業務に使用される状態におかれた日をいう。したがって、雇用契約の結ばれた日と使用されるに至った日、すなわち被保険者資格を取得する日とは必ずしも一致しないことがある。

[R6-6C] (昭和3.7.3保発480号)

### Step-Up ↑

#### 〈資格取得についての具体例〉

① 事業所の内規等により一定期間は臨時又は試みに使用するとか、また雇用者の出入が頻繁で永続するかどうか不明であるという理由で資格取得届を遅延させる場合があるが、これに該当する者は臨時使用人と認められず、雇い入れの当初から被保険者とする。[R2-9E] (昭和26.11.28保文発5177号)

② 新たに使用されることになった者が、当初から自宅待機（新たに使用することとした者がある期間就労させないこと）とされた場合の被保険者の資格については、雇用契約が成立しており、かつ、休業手当等が支払われるときは、その休業手当等の支払の対象となった日の初日に被保険者の資格を取得する。[R2-4E] [R4-2B] (昭和50.3.29保険発25号・府保険発8号)

③ 使用関係が擬装したものであり、実際には労働を提供せず労働の対償としての報酬の支払を受けていないにもかかわらず、偽って資格を取得し保険給付を受けた場合は、違法行為としてその資格を取り消し、それまでに受けた保険給付に要した費用を返還させる。[R2-5工] (昭和26.12.3保文発5255号)